

## ☆横浜町に住もう！住宅支援サービス☆

住宅リフォームを考えている方や新築住宅の建築・購入を考えている方、また、賃貸住宅に住もうと考えているみなさまを、補助事業を通して応援しています。

### ★住宅リフォーム促進事業～リフォームをお考えの方へ補助事業を行っております！

・省エネ、バリアフリー、克雪、防災性能の向上に伴うリフォームの場合

補助率	上限額
工事費の10%	20万円

※工事着工前に申請手続きが必要です。工事着手後の申請は対象となりません。  
※エコポイントとの併用は出来ません。  
※申請期間は令和2年11月30日（月）までとなります。



### ★新築住宅の建築・購入に対して助成を行っています！



横浜町外から転入する方

補助率	上限額	その他条件
建築費 取得費 の3%	60万円	若者夫婦（40歳未満）の場合、 40万円を加算

横浜町内に在住の方

補助率	上限額	その他条件
建築費 取得費 の3%	30万円	若者夫婦（40歳未満）の場合、 40万円を加算

※土地購入費、外構工事等の付帯工事費及び、町の補助を受ける浄化槽設置整備費を除く。  
※申請期間は、住宅建設（取得）後3ヶ月以内。

◎この他に、合併浄化槽設置整備補助金もあります。

### ★賃貸住宅の家賃補助を行っています！

横浜町外から転入する方

対象者	補助金額	上限額
40歳未満の若者夫婦 もしくは単身者	1世帯あたり家賃の 2万円を超えた部分の補助	2万5千円 (単身者の場合1万5千円)

横浜町内に在住の方

対象者	補助金額	上限額
40歳未満の若者夫婦	1世帯あたり家賃の 2万円を超えた部分の補助	2万5千円

※補助金額は家賃より住宅手当等を差し引き、最低自己負担額が2万円を超えた部分を補助。  
※補助期間は最大24ヶ月となります。  
※申請期間は、入居後1ヶ月以内。



◎この他にも横浜町に在住を希望する方に、住宅を提供しています。（定住促進住宅・町営住宅等）

このページに関するお問合せは横浜町役場 建設水道課まで

# ☆子育てプロジェクト☆



町にとって、新しい家族や子どもが増えることは嬉しいことです。  
「自然豊かな場所で子育てしたい」「ふるさとで子どもを育てたい」、  
そんな思いからIターン・Uターンを希望して来られる方々を応援しています。  
ここでは、子育て・教育に関する支援制度について紹介します。

## ★出産祝金を支給します！

次世代を担う子どもの健全な育成や若者の定住促進を図るため、出産祝金を支給します。

《交付対象者》

☆ 出産日1年以上前から継続して住民基本台帳法に基づく町の住民基本台帳に記録された保護者。ただし1年を経過しないときは、出産日前及び出産日以降を通じて1年以上継続して町に居住し出産届を行い、かつ生まれた子の住所が町の住民基本台帳に記録された保護者。

☆ 第2子以降の子から支給対象となります。

☆ 各種料金等の滞納がないこと。

～etc.

《祝金の額》

① 第2子：5万円

② 第3子以降：10万円

お問い合わせは福祉課へ

## ★児童保育料が無償になります！

許可保育施設に入所している0歳児以上の保育料を完全無償化しています。保育料の保護者負担を軽減することで、より一層保育施設を利用しやすくする環境を整備します。

※0歳から2歳までは町独自で助成し、3歳以上は国施策で無料となります。また、副食費についても町独自の助成により全ての児童が無料となっています。

《注意点》

☆ 横浜町に住民登録をしている必要があります。

《対象者・利用条件など》

☆ 許可保育施設に入所している児童の保護者。

お問い合わせは福祉課へ

## ★子ども医療費助成制度を実施しています！

高校生までの医療費が無料です！！

《通院》

☆ 0歳～18歳（高校生まで）

☆ 無料（保険診療の自己負担分）

《所得制限》 なし

《入院》

☆ 0歳～18歳（高校生まで）

☆ 無料（保険診療の自己負担分）※入院時食事療養費は全額自己負担

お問い合わせは福祉課へ

## ★小・中学生の学びの姿勢づくりを推進します！

町内の、小・中学校が「漢字検定」「算数・数学検定」「英語検定」「補助テスト等」を受験する際の受験料1回分を全額補助します。なお、2回目以降の受験の際には半額補助となります。

また、町内の小・中学校へ新入学または、転入する際、体操服を購入するときの費用を1度だけ全額補助します。

お問い合わせは横浜町教育委員会へ

## ★おひさまルーム～子を持つ親の交流の場所・親の相談場所を提供します！

おひさまルームでは、子を持つ親同士いろいろ語り合ったり、情報交換を行ったり、子育て中の親の悩み等を聞き、子育て応援推進員がアドバイスをしたりします。

ぜひ、お友達を誘い合い、ふるってご参加ください。

◎ 時間・場所

☆ 毎週水曜日 午前9時30分～午前11時30分

☆ 菜の花にここセンター「おひさまルーム」

（水曜日以外でも午前中常駐）

お問い合わせは福祉課へ

## ★各種健（検）診の助成を行っています！

職場などで健（検）診を受ける機会のない方々でも、健（検）診を受けやすい体制づくりを整備しています。

生活習慣病予防・病気の早期発見・早期治療のために、各種健（検）診を利用して健康づくりにお役立てください。

《個人負担額》（）内は町が負担する額

☆ 特定健診 : 無料（7,000円）

☆ 人間ドック : 2,000円（30,000円）

☆ 各種がん検診 : 一律200円（おおむね5,000～15,000円）

☆ 脳検診 : 2,000円（20,000円）

～etc.

※国保加入者については再検査に要した自己負担分も12,000円を上限として補助しています。

お問い合わせは健康みらい課・町民課へ

## ★妊産婦さんへ交通費などの一部支援しています！

妊産婦さんが治療、出産、お子さんの面会等のために、周産期母子医療センターへ入院または通院する際に必要な交通費や宿泊費の一部を助成します。

《助成対象者》

横浜町に住民票があり、実際に住んでいる方で、下記に該当される方。

- ① 妊産婦で、治療のために周産期母子医療センターへ通院または入院している。
- ② 産婦で、NICU（新生児特定集中治療室）等に入院しているお子さんの面会等をするために周産期母子医療センターへ通院している。

《助成金額》

上限額：1回の分娩につき、50,000円（多胎の場合も1回となります。）

お問い合わせは健康みらい課へ

## ★特定不妊治療費の一部助成を行っています！

少子化対策の一環として、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費の一部を助成します。

《助成対象者》

横浜町に住民票があり、実際に住んでいる夫婦で、下記に該当される方。

- ① 青森県特定不妊治療費助成事業の交付決定を受けており、その他の地方公共団体から同様の助成を受けていないこと。
- ② 夫婦ともに町税を完納していること。

《対象となる治療》

助成の対象となる特定不妊治療：体外受精、顕微授精、凍結胚授精

《助成金額》

上限額：1回の治療につき、100,000円。

お問い合わせは健康みらい課へ

## ★幼児フッ素塗布の無料券を発行しています！

う歯予防のためには定期的なフッ素塗布が有効であることから、横浜町在住の幼児に対し、町内の歯科医院で受けられる2回分のフッ素塗布無料券を発行します。

かかりつけ歯科医院がある場合には、償還払いで対応します。（3回まで上限3,300円）

《助成対象者》

1歳6か月～就学前の幼児

《助成金額》

上限額：3,300円。

お問い合わせは健康みらい課へ

## ★横浜町児童センター（放課後児童クラブ）を開設しています！

《横浜町児童センター（放課後児童クラブ）とは》

子ども達に健全な遊びを与えて、健康を増進し情操を豊かにすることを目的としています。保護者の方が、就労等の理由で放課後等に家庭にいない小学校児童1年生から6年生を対象に遊びや生活の場を提供する放課後児童健全育成事業として実施しています。

その他、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長及びその指導者の養成を図りながら、地域の児童の健全育成に必要な活動を行います。

《利用できる人》

すべての児童が利用できます。ただし、利用を希望する方は『児童センター登録申請書兼放課後児童クラブ利用申込書』の提出が必要です。

《開設時間》

☆ 平日 午前9時～午後6時まで（月曜日から土曜日）

☆ 夏休み・冬休み・春休み（長期休業）期間は、午前8時～午後6時まで

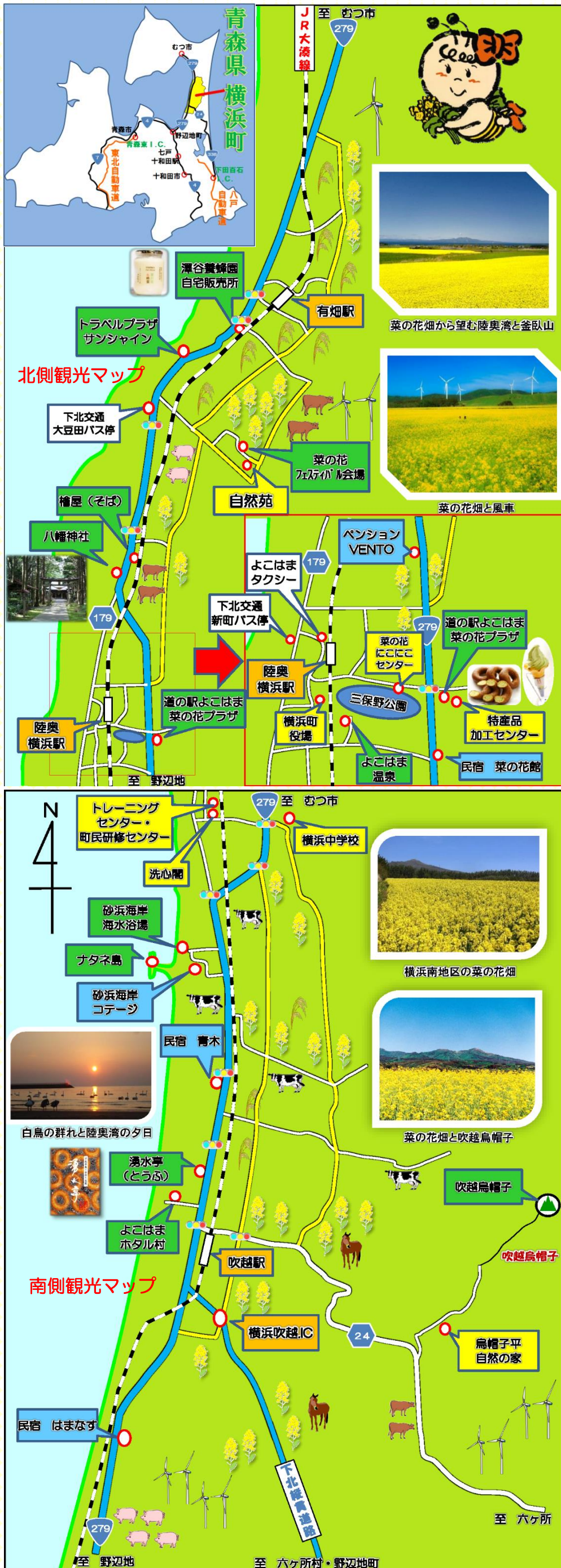
《開設場所》

☆菜の花にこここセンター（児童センター）

お問い合わせは福祉課へ



## 観光マップ



## 町内の主な施設（市外局番0175）

- ◆病院
  - ◇菜の花クリニック ☎76-1787
- ◆薬局
  - ◇よこはま薬局 ☎78-6009
- ◆歯科医院
  - ◇橋本歯科医院 ☎78-6264
- ◆金融機関
  - ◇みちのく銀行横浜支店 ☎78-2531
- ◆郵便局
  - ◇横浜郵便局 ☎78-2360
  - ◇有畑簡易郵便局 ☎78-2920
  - ◇吹越簡易郵便局 ☎78-3206
- ◆消防署
  - ◇横浜消防署 ☎78-2119
- ◆警察署
  - ◇野辺地警察署横浜駐在所 ☎78-2110
- ◆温泉
  - ◇よこはま温泉 ☎78-6531
- ◆公民館
  - ◇公民館 ☎78-6100
- ◆保育園・幼稚園
  - ◇ちどり保育園 ☎78-2075
  - ◇第二ちどり保育園 ☎78-6413 (FAX兼用)
  - ☎78-6411
  - ☎78-6041
- ◆小学校
  - ◇横浜小学校 ☎73-7337
  - ◇横浜中学校 ☎76-1610
- ◆役場
  - ◇横浜町役場 ☎78-2111
- ◆教育委員会
  - ◇横浜町教育委員会 ☎78-6622
- ◆菜の花にここセンター
  - 健康みらい課 ☎73-7733
  - 福祉課介護G ☎73-7734
- ◆児童センター
  - ☎73-7744

## 内容に関するお問合せ

- ◆横浜町役場
    - ◇所在地 〒039-4145 横浜町字寺下35
    - ◇お問い合わせ ☎ 0175-78-2111 / FAX 0175-78-2118
    - ◇ホームページ <http://www.town.yokohama.lg.jp>
    - ◇Eメール [koho@town.yokoha.lg.jp](mailto:koho@town.yokoha.lg.jp)
  - ◇リーフレットの編集・発行
    - 横浜町役場 企画財政課（内線322）
- ※なお、記載されている情報は令和2年5月1日現在のものです。今後、変更になる場合があります。